

千葉県入札監視委員会令和7年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和7年8月26日(木) 午前9時から午前11時 ホテルプラザ菜の花 会議室「菜の花」	
委員	○ 大杉 洋平 (弁護士) 田部井 彩 (中央学大学法学部准教授) ◎ 寺部 慎太郎(東京理科大学創域理工学部教授) 峯岸 邦夫 (日本大学理工学部教授) (敬称略・五十音順)  ◎ 委員長      ○ 副委員長	
県土整備部幹部職員	角田災害・建設業担当部長 河内建設・不動産課長 地挽建設・不動産課 入札・技術審査担当課長	
関係課	県土整備部営繕課、教育庁教育施設課、農林水産部農林水産政策課、 農林水産部漁港課、農林水産部銚子漁港事務所、県土整備部河川整備課、 県土整備部印旛土木事務所、企業局経理課、企業局浄水課、 企業局松戸給水場、県土整備部建設・不動産課(事務局)	
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に17件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に13件(13者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	2件	
随意契約	0件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課 入札契約室）

TEL 043-223-3116

別 紙

意見・質問	回 答
<p><b>審議事案概要</b></p> <p>○ 技術者等が配置・確保できず契約辞退をしたため、指名停止となっているものがあるが、その背景は分かるか。</p>	<p>○ 入札時は技術者が確保できると見込んで参加していると思われる。</p> <p>その後、別の案件を受注したなどで、当初想定していた技術者が配置できなくなり、辞退に至ったのではないかとと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【銚子児童相談所建築工事】</b></p> <p>○ 資格要件を満たす業者数は48者確認したとのことだが、最終的には1者の応札であった。1者となった理由は何か。</p> <p>○ これだけの価格で1者というのは気になる。今後競争性を確保するための対策はどう考えているか。</p> <p>○ 競争性と地域要件のどちらを優先するかという話だが、競争性が大原則である。県内の企業に受注してほしいという点について、入札参加資格の部分ではなく、総合評価において加点して調整するということは可能か。</p> <p>○ 審議事案概要にある一覧では、高額な建築工事が何件かあるが、これらも参加者は少ないか。</p>	<p>○ 銚子という地域性によるものと考えている。高速道路がつながっておらず、アクセスが悪いため地元業者のみの手上げとなったのではないか。また、あえて銚子の仕事を受注しなくても、茨城県でも仕事があると事業者から聞いたことがある。</p> <p>○ 対策については、第一に県内事業者を受注していただきたいという考えはあるが、入札参加資格で要求している「県内に本店があるもの」という要件を外すことが考えられる。</p> <p>○ 地域要件については、1回目は「県内に本店」という要件を付し、不調となり2回目を実施する場合に「県内に本店」という要件をなくすという対処をしている。1回目からその要件を外せるかどうか、そこについては今後検討していきたい。</p> <p>○ (事務局)  総合評価において、県内企業である場合や、県内企業を活用した場合には加点がある。</p> <p>○ 同じような児童相談所の建築工事や、合同庁舎の建築工事については、1～2者となっている。</p> <p>○ (事務局)  公告してから着手までは時間がかかることから、その間に民間工事を受注したりして技術者の配置ができなくなってしまう等の理由により敬遠されてしまうことが考えられる。</p>

	<p>フレックス工期制度の活用により、工事開始時期はゆとりをもたせて業者に任せるなど、工夫はしているところ。</p>
--	--

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【千葉県立千葉盲学校長寿命化対策特別教室・普通教室棟外改修建築工事】</b></p> <p>○ 1者未入札の業者があるがその理由は聞き取っているか。</p> <p>○ 未入札と辞退の違いはなにか。</p> <p>○ 業者が同時期に別の工事を契約したという情報を得られる方法はあるか。</p> <p>○ 低入札調査報告書の作成が困難という申出はよくあることか。</p> <p>○ 1回目の入札で無効になった者は2回目の入札に参加できないのか。</p> <p>○ 1回目の入札で、低入札と予定価格超過の業者があり金額に開きがあるが、その理由は何か。</p> <p>○ 2回目の入札で入札価格が数千万円下がっているが、適切な施工が確保されるのか。</p>	<p>○ 聞き取っていない。想像の範囲ではあるが、会社経営判断で民間工事を含め、ほかの案件を契約するため、未入札となった可能性がある。</p> <p>○ 未入札は入札を行わないこと。辞退は辞退理由を書き、届出の提出がある。</p> <p>○ 官工事の場合は、入札情報サービスで確認できるが、民間工事の場合は把握が難しい。</p> <p>○ 調査報告書の資料は20種強あるため、県側が求める報告書を適正に作成することを考えると、辞退の申出をされる方もいる。</p> <p>○ できない。</p> <p>○ 建具等の見積りによるものは、調達先や取引先の違いにより値引き率が異なる。  また、予見できない事態の発生が懸念される作業に余裕をもって積算したと考えられる。</p> <p>○ 利益率を下げて入札していると考えられる。低入札基準は国の基準に倣い決定しているため、低入札にならない入札であれば、適正な入札であったと考えられる。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案3 一般競争入札</b>  <b>【飯岡漁港水産物供給基盤機能保全工事(沖西防波堤(d))】</b></p> <p>○ 本工事では、防波堤の全延長ではなく、一部の発注としているのはなぜか。</p> <p>○ 一括で発注しない理由はなにか。</p> <p>○ 1者しか応札者がいなかったが、今後港湾・漁港土木の競争性を確保するためにはどのような取組みが必要であるか。</p> <p>○ 港湾・漁港工事において施工制約の時期はあるか。河川は出水期を避けるなどあるが。</p>	<p>○ 防波堤の全延長240mだが、防波堤(a)～(d)まであり、それぞれ別の施設となり、各施設で構造の詳細は異なる。今回は(d)の80mのうち老朽化の進行が著しい54.6mを発注している。</p> <p>○ 老朽化の進行度合いにより発注箇所を決定しており、漁港施設については定期的に施設の老朽化具合を点検し、機能保全計画を立てている。その中で老朽化が著しい施設について優先的に工事を行っている。</p> <p>○ 本工事の入札参加資格条件では27者当てはまったが、地域性、現場の特殊性から応札が1者になってしまったと考える。競争性確保への取組みとしては、フレックス工期制度を含め、長めの工期を設定したり、発注規模を大きくしたりすることなどを検討する。</p> <p>○ 飯岡漁港においては、台風シーズンが終了後、冬季に波が穏やかになるため施工しやすくなっている。その他、漁港のため漁の盛漁期は避ける必要がある。</p>

○ 本工事においては1者入札かつ落札率が99.9%となっている。その理由についてはどう考えているか。

○ 27者に入札参加条件の該当がありながら、結果的には1者入札となってしまうのには理由があるはずである。今後どうするかが重要であり、競争性を確保するためには情報収集をしたほうが良いのではないか。

○ 飯岡漁港での構造物の工事は約15年ぶりである。作業船を使用した工事であることや現場の特殊性から技術者の配置が困難であったと想定される。また、沖西防波堤は本工事が初回の工事であることから各者リスクを負ってまで入札せず1者入札になったのではないか。それらの背景に加え、生コンの手配が厳しい地域性もあることから、高い落札率になったと考えられる。

○ (事務局)

港湾・漁港工事に関わらず、業界団体と毎年意見交換会を実施し、情報収集の場を設けている。

意見・質問	回 答
<p><b>事案4 指名競争入札</b>  <b>【広域河川改修及び県単河川改良合併工事            (西印旛沼築堤工その6)】</b></p> <p>○ 同額入札が多く、くじ引きになったのはなぜか。</p> <p>○ 過去の同種工事の落札者の状況はどうか。</p> <p>○ 今後の整備の進め方はどうか。</p> <p>○ 護岸工その1～6の整備箇所は順番に片押しで進めているのか。</p> <p>○ 既存の自転車道は残すのか。</p> <p>○ 4者が辞退となった理由は何か。</p> <p>○ 未入札と辞退の違いはなにか。</p> <p>○ 未入札で入札しない簡素な理由を聞き取ることはできないか。</p>	<p>○ 過年度から同種工事を継続して実施しているため、積算の参考としやすく、また、単純な工種が多いため、積算の難易度が低かったためと推測する。</p> <p>○ 基本的には落札者が変わっている認識である。</p> <p>○ 堤防の低い区間を優先的に整備しているところであるが、引き続き堤防の低い残区間を整備していく予定である。</p> <p>○ 低い区間を優先的に選定しているため、虫食い状態になっている。</p> <p>○ 今回の堤防の整備と併せて、天端に4m幅の自転車道(兼用)を整備。既存の自転車道は少し残るかもしれないが、区間によっては狭くなる。</p> <p>○ 技術者や下請け業者の確保が困難であるためと推測する。</p> <p>○ (事務局)            未入札は入札を行わないこと。辞退は入札しない簡素な理由を記載した届出の提出がある。</p> <p>○ (事務局)            例えば、未入札案件が多い不落案件の場合などは聞き取りすることはあるが、落札案件ではそこまでできていない状況。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 指名競争入札</b></p> <p><b>【松戸給水場外電話設備更新工事】</b></p> <p>○ 開札調書では、応札した2者について、金額に乖離があり最低制限価格に近いか予定価格に近いかで分かれているように見えるが、これについてどのように考えているか。</p> <p>本工事で積算価格の推測は容易と考えられるのか。</p> <p>○ 今回の応札で5者中3社が辞退しており、1者が失格、有効なのは1者のみであったが、その辞退理由と今後の発注に向けて改善等は検討しているか。</p> <p>○ 指名業者の中には、過去2年に指名実績の有る会社と無い会社があるが、どのような基準で選定しているのか。</p>	<p>○ 応札のあった2者の内、失格となった1者は、何とか落札したいとして極力経費を抑え、落札した1者については、会社の利益を確保したいと考えた結果と推測する。</p> <p>本工事内容は単純な機器の入れ替えのため、積算は容易と思われるが、機器の流通価格が公表されておらず、最低制限価格の推測は難しいと考える。</p> <p>○ 提出された辞退届によると、2者が「技術者の確保が困難で技術者確保に1～2か月必要」、1者が「手持ち工事が多く受注が困難」との理由であった。</p> <p>本工事の発注は12月だが、同様な設備を更新した工事を12年前の同じ時期に発注しており、その際は、9者中8者の応札があったため、本工事も時期的に遅いという認識はない。</p> <p>今回の入札結果を踏まえ、発注時期を精査するなど、複数入札参加の確保に努める。</p> <p>○ (事務局)</p> <p>本工事は過去15年間に千葉県発注の通信工事を施工した実績の有る62者から、同種工事である、電話設備の更新及び修繕工事の施工実績が有る者としている。</p> <p>これにより対象が6者に限定され、そこから5者が選定されている。</p>

## 委員講評

- 第1号事案について、競争性と地域要件のどちらを優先するかについては、競争性が原則であるため、今後の資格要件設定時の参考とされたい。
- 第2号事案について、未入札や辞退の理由についてヒヤリング等を実施し、原因を調査することで、より競争性が高いものになると思われる。
- 第3号事案について、入札参加資格の条件に該当する業者が多くある中、結果的には1者入札となっているため、今後発注する案件の競争性を確保するためにも、情報収集をしたほうが良いと思われる。